

大阪労働局発表
平成29年12月13日

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課

(代表電話) 06(4790)6310

平成29年 障害者雇用状況の集計結果

～民間企業では障害者雇用の裾野が着実に拡大
公的機関では法定雇用率未達成は1機関のみ～

平成29年6月1日現在の大阪における障害者の雇用の状況について

＜民間企業＞（法定雇用率 2.0%）

- ・民間企業に雇用されている障害者の数は、**4万4,469.5人(注)**と**過去最高を更新**
前年より3.1%（1,348.5人（注））増え、**14年連続の増加**
- ・民間企業における実雇用率は0.04ポイント上昇し、
東京・愛知を上回る1.92%（全国1.97%）
- ・法定雇用率達成企業の割合は、0.2ポイント上昇し、45.5%（全国50.0%）
1,000人以上規模で東京・福岡及び全国平均を上回る65.0%（全国62.0%）の企業が法定雇用率達成

＜公的機関＞（同2.3%、一部の教育委員会は2.2%）

- ・府・市町村の機関（※）に在職している障害者の数は2,079.0人（注）となり、
実雇用率は前年より0.02ポイント上昇し、2.80%
※ 2.2%の法定雇用率が適用される一部の教育委員会、独立行政法人等は除く
- ・**府・市町村の機関（教育委員会含む）における法定雇用率未達成の機関は、次の機関のみ。**
法定雇用率未達成の機関 大阪市教育委員会（27人不足）

（注）「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間勤務労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を1カウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

【当該結果を踏まえた、法定雇用率未達成の企業、機関に対する大阪労働局・ハローワークの取り組み】

- ・民間企業に対しては、訪問等による個別指導やセミナー形式による集団指導を行うとともに、障害者の職業紹介や各種支援施策を関係機関とも連携しながらきめ細やかに実施することにより、障害者雇用を促進する。また、平成30年4月1日以降の障害者雇用率引上げについては、引き続き、企業、機関等に対して積極的に周知を行う。

1 民間企業における雇用状況

(法定雇用率 2.0%)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（大阪府に本社がある50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は44,469.5人で、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は31,838.0人（対前年比0.3%増）、知的障害者は8,783.0人（同6.6%増）、精神障害者は3,848.5人（同22.4%増）と、いずれも前年より増加し、伸び率を見ると特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は、過去最高の1.92%（前年は1.88%）、法定雇用率達成企業の割合は45.5%（同45.3%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業で2,991.0人（前年は2,937.0人）、100～300人未満で7,525.5人（同7,137.5人）、300～500人未満で3,675.0人（同3,530.5人）、500～1,000人未満で5,100.0人（同4,987.5人）、1,000人以上で25,178.0人（同24,528.5人）と、すべての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、50～100人未満規模企業で1.35%（前年は1.35%）、100～300人未満で1.66%（同1.60%）、300～500人未満で1.66%（同1.64%）、500～1,000人未満で1.88%（同1.87%）、1,000人以上で2.18%（同2.14%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率1.92%（同1.88%）と比較すると、1,000人以上規模企業は上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満規模企業が43.0%（前年は43.2%）、100人～300人未満が47.3%（同46.6%）、300人～500人未満が38.5%（同40.4%）、500～1,000人未満が47.4%（同46.1%）、1,000人以上が65.0%（同61.7%）となった。
なお、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合45.5%（同45.3%）と比較すると、100人～300人未満規模企業、500～1000人未満規模企業及び1,000人以上規模企業は上回っている。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」以外のすべての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「鉱業、採石業、砂利採取業」（3.08%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.32%）、「運輸業、郵便業」（2.12%）、「金融業、保険業」（2.05%）、「医療、福祉」（2.45%）、「複合サービス事業」（2.37%）、「サービス業」（2.05%）の7業種は法定雇用率を上回っている。

- ・ また、「建設業」(1.94%)「宿泊業、飲食サービス業」(1.95%)の2業種は、大阪における民間企業全体の実雇用率1.92%を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成29年の法定雇用率未達成企業は4,037社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が2,545社(63.0%)と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(障害者雇用ゼロ企業)が未達成企業に占める割合は、56.9%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 平成29年6月1日現在で親会社が大阪府内に所在する特例子会社(※)の認定を受けている企業は53社(前年より3社増)で、雇用されている障害者の数は、3,218.5人であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1,455.0人、知的障害者は1,310.0人、精神障害者は453.5人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表1(6)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 大阪府の機関(法定雇用率2.3%)

大阪府の機関に在職している障害者の数は345.0人で、前年より1.1%(4.0人)減少し、実雇用率は3.29%と、前年に比べ0.05ポイント減少した。

大阪府の機関(法定雇用率2.3%)は、3機関中2機関が法定雇用率を達成。

【未達成の機関】

大阪府議会事務局(不足数1.0人)

なお、大阪府議会事務局については、11月17日現在において大阪府と特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(1)・(2)〕

(2) 大阪府教育委員会(法定雇用率2.2%)

2.2%の法定雇用率が適用される大阪府教育委員会に在職している障害者の数は640.5人で、前年より0.4%(2.5人)増加し、実雇用率は2.20%と、前年と同様であった。

〔総括表2(4)、詳細表2(4)、4(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

市町村の機関に在職している障害者の数は1,734.0人で、前年より1.4%（24.5人）増加し、実雇用率も2.72%と、前年に比べ0.03ポイント増加した。

市町村の機関（法定雇用率2.3%）は、すべて法定雇用率を達成。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)、4 (4)・(5)・(7)〕

(4) 市町村の一部教育委員会（法定雇用率2.2%）

2.2%の法定雇用率が適用される市町村の一部教育委員会に在職している障害者の数は308.0人で前年より11.6%（32.0人）増加し、実雇用率は2.08%と、前年に比べ0.22ポイント増加した。

【未達成の機関】

大阪市教育委員会（不足数27.0人）

〔総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)・4 (6)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

（法定雇用率 2.3%）

独立行政法人等（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は513.5人で、前年より10.4%（48.5人）増加し、実雇用率は2.41%と、前年に比べ0.13ポイント増加した。

19法人中14法人が法定雇用率を達成。

【未達成の法人】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（不足数1.0人）

地方独立行政法人大阪府立病院機構（不足数6.0人）

地方独立行政法人市立吹田市民病院（不足数1.0人）

地方独立行政法人大阪市民病院機構（不足数2.5人）

地方独立行政法人市立東大阪医療センター（不足数4.0人）

なお、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所については、12月1日現在において不足数0.0人となっている。

地方独立行政法人大阪府立病院機構については、12月1日現在において不足数0.0人となっている。

地方独立行政法人大阪市民病院機構については、10月31日現在において不足数0.0人となっている。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (8)〕

平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	2,320,213.0 人	44,469.5 人	1.92 %	3,364 / 7,401	45.5 %
	[35,903 人]				
	(2,290,515.0 人)	(43,121.0 人)	(1.88 %)	(3,265 / 7,215)	(45.3 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 府・市町村の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	74,209.0 人	2,079.0 人	2.80 %	86 / 87	98.9 %
	[1,567 人]				
	(74,071.5 人)	(2,058.5 人)	(2.78 %)	(89 / 92)	(96.7 %)

(2) 大阪府の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	10,488.0 人	345.0 人	3.29 %	2 / 3	66.7 %
	[304 人]				
	(10,463.0 人)	(349.0 人)	(3.34 %)	(3 / 3)	(100.0 %)
大阪府 知事室	8,027.0 人	288.5 人	3.59 %	1 / 1	100.0 %
	[241 人]				
	(8,029.0 人)	(290.5 人)	(3.62 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
大阪府 その他の 機関	2,461.0 人	56.5 人	2.30 %	1 / 2	50.0 %
	[63 人]				
	(2,434.0 人)	(58.5 人)	(2.40 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	63,721.0 人	1,734.0 人	2.72 %	84 / 84	100.0 %
	[1,263 人]				
	(63,608.5 人)	(1,709.5 人)	(2.69 %)	(86 / 89)	(96.6 %)

(4) 法定雇用率2.2%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	43,891.0 人 (43,858.5 人)	948.5 人 [718 人] (914.0 人)	2.16 % (2.08 %)	4 / 5 (4 / 5)	80.0 % (80.0 %)
大阪府 教育委員会	29,101.0 人 (29,031.0 人)	640.5 人 [472 人] (638.0 人)	2.20 % (2.20 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
市町村 教育委員会	14,790.0 人 (14,827.5 人)	308.0 人 [246 人] (276.0 人)	2.08 % (1.86 %)	3 / 4 (3 / 4)	75.0 % (75.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	21,291.5 人 (20,389.0 人)	513.5 人 [356 人] (465.0 人)	2.41 % (2.28 %)	14 / 19 (14 / 18)	73.7 % (77.8 %)
独立行政法人 等(国立大学 法人等を除く)	2,428.0 人 (2,451.0 人)	62.0 人 [38 人] (59.0 人)	2.55 % (2.41 %)	2 / 3 (3 / 3)	66.7 % (100.0 %)
国立大学法人等	9,566.0 人 (9,659.5 人)	238.0 人 [158 人] (226.5 人)	2.49 % (2.34 %)	4 / 4 (4 / 4)	100.0 % (100.0 %)
地方独立行政 法人等	9,297.5 人 (8,278.5 人)	213.5 人 [160 人] (179.5 人)	2.30 % (2.17 %)	8 / 12 (7 / 11)	66.7 % (63.6 %)

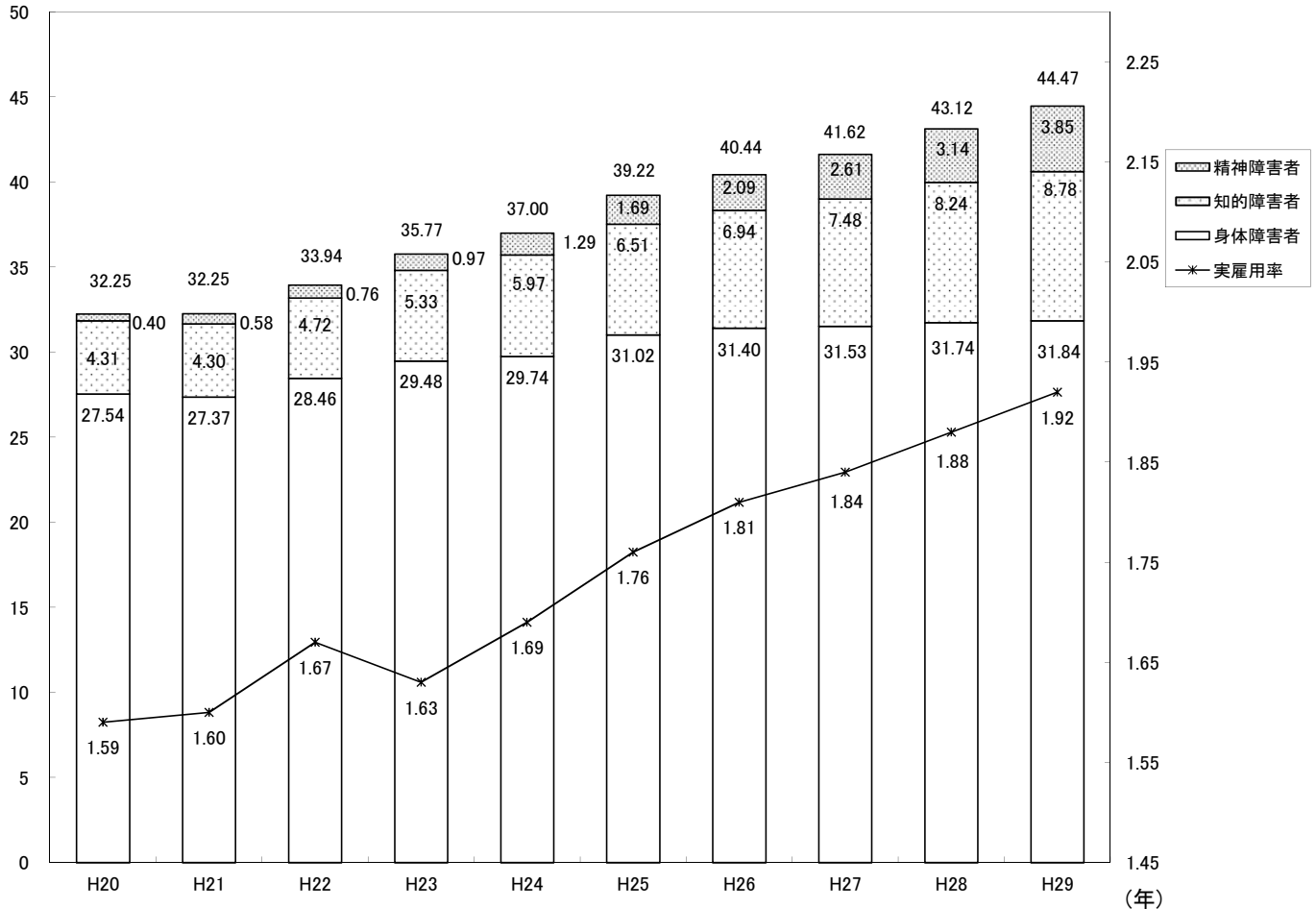
- 注 1 1 及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

<障害者の数(千人)>

<実雇用率(%)>



<法定雇用率>

1.8%

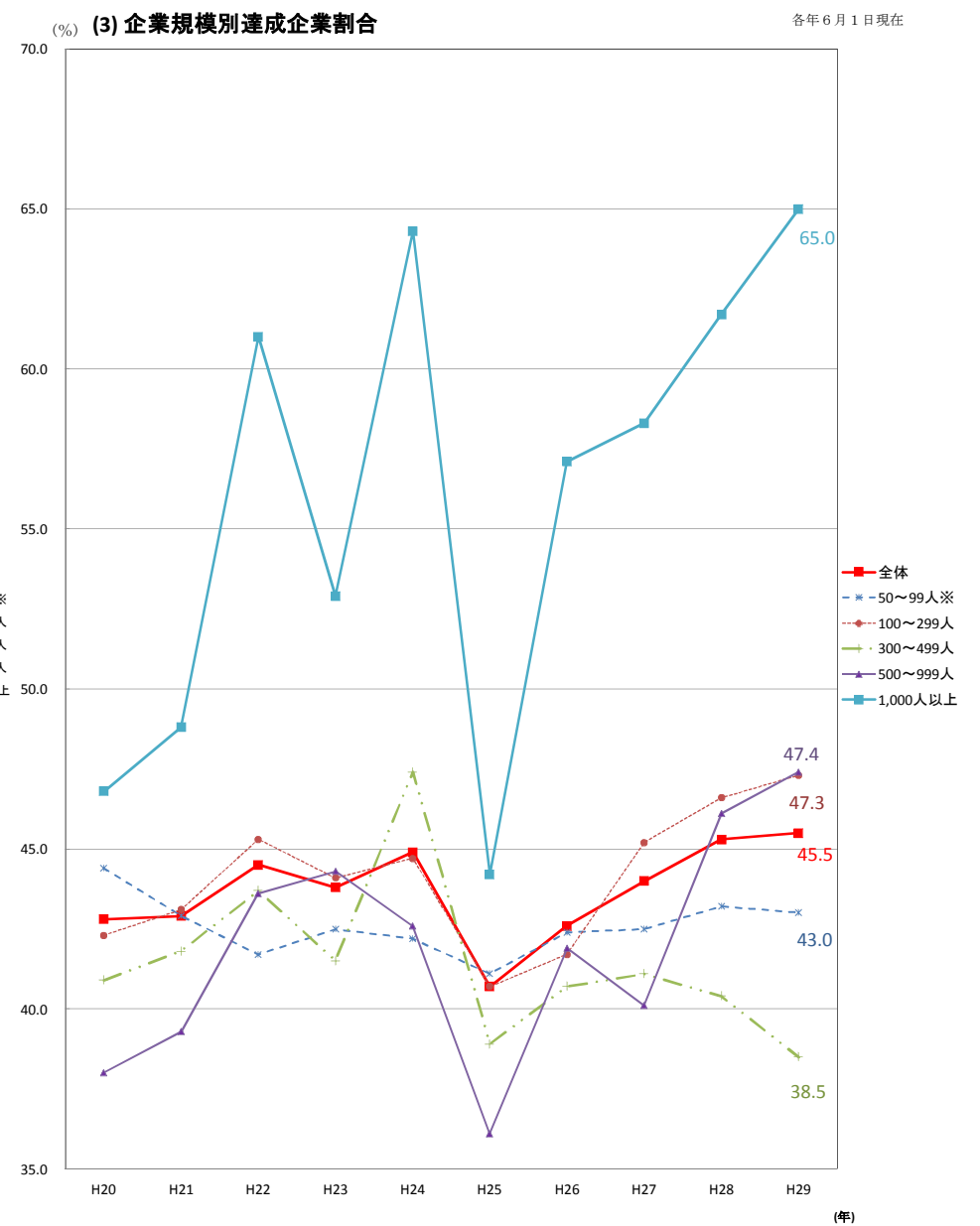
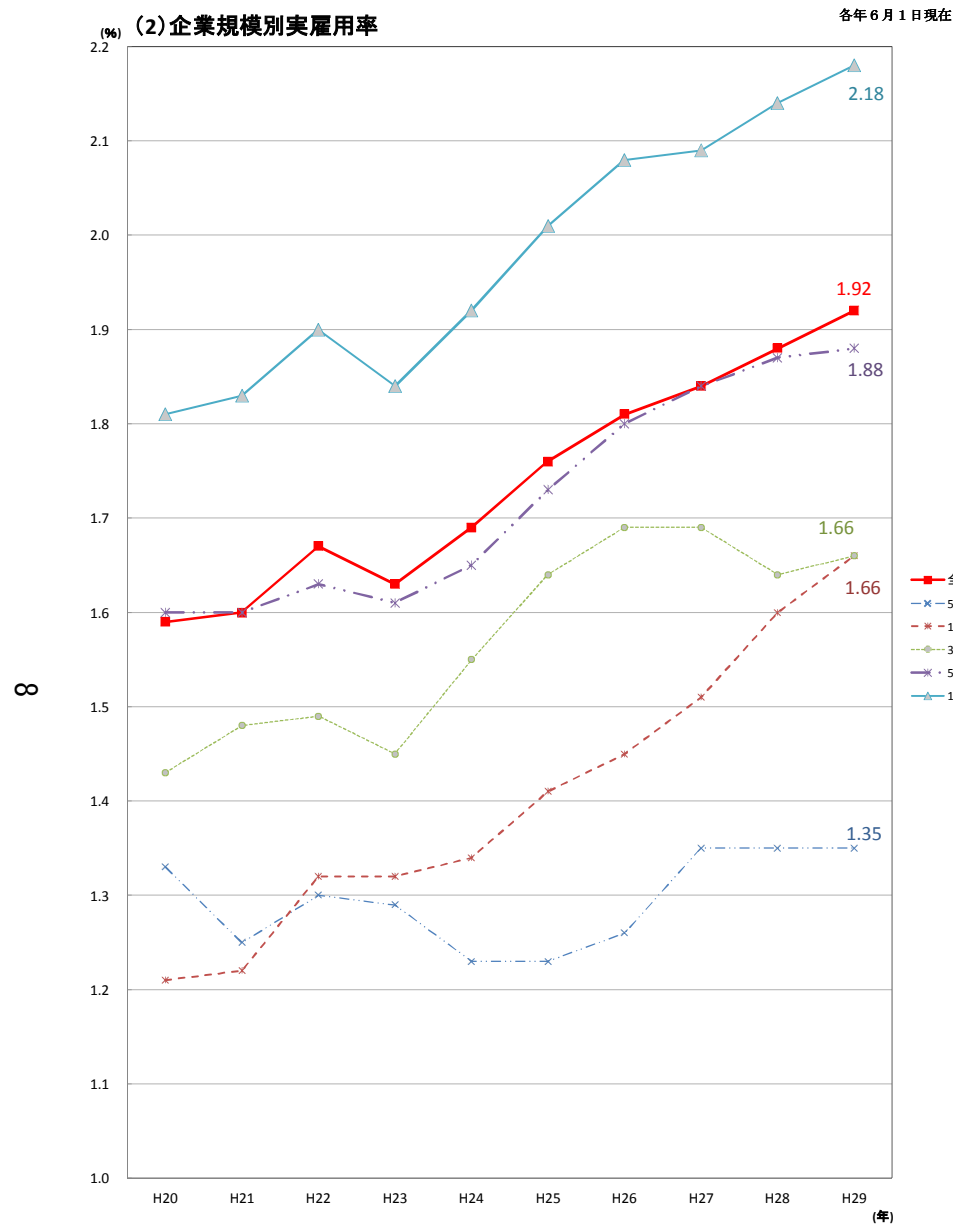
2.0%

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業）についての集計である。

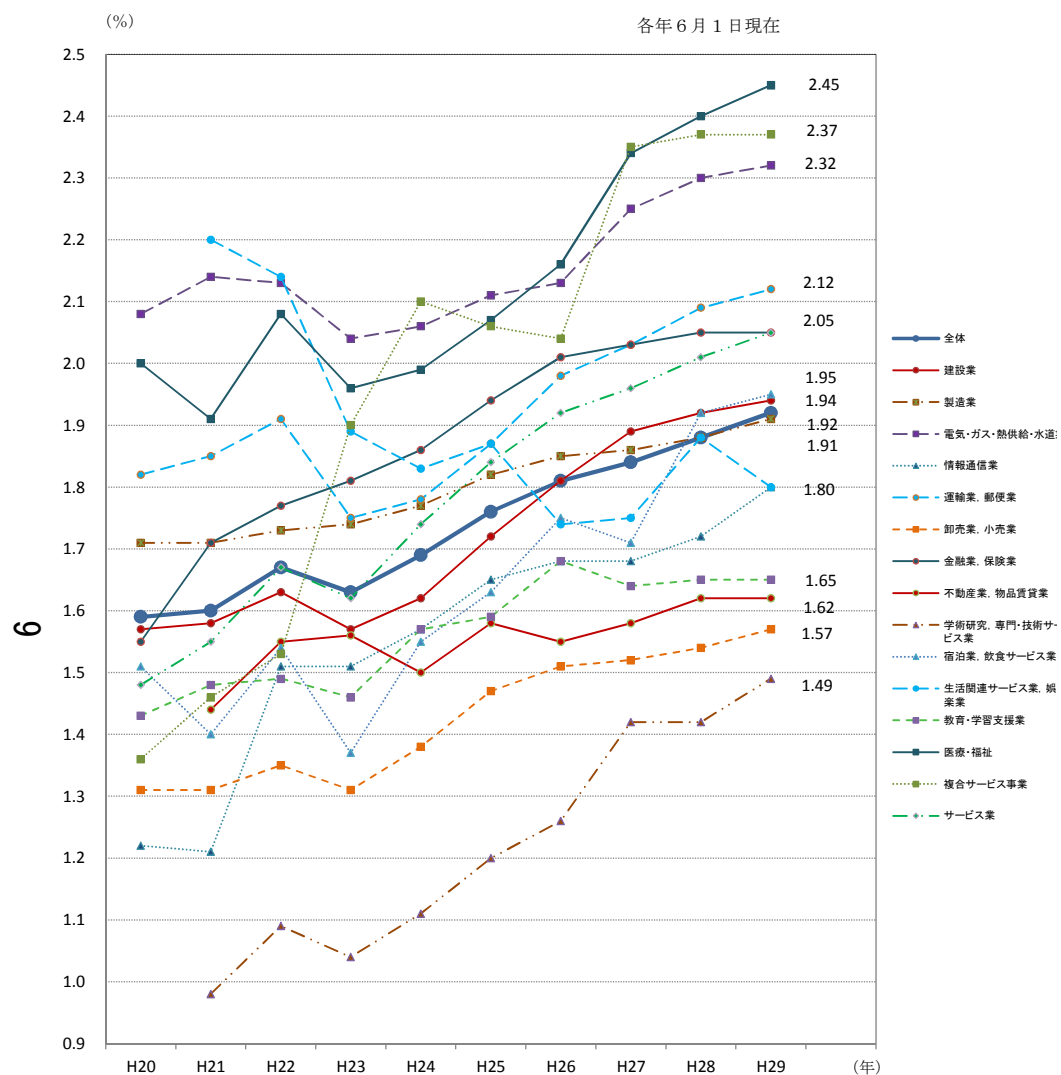
注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

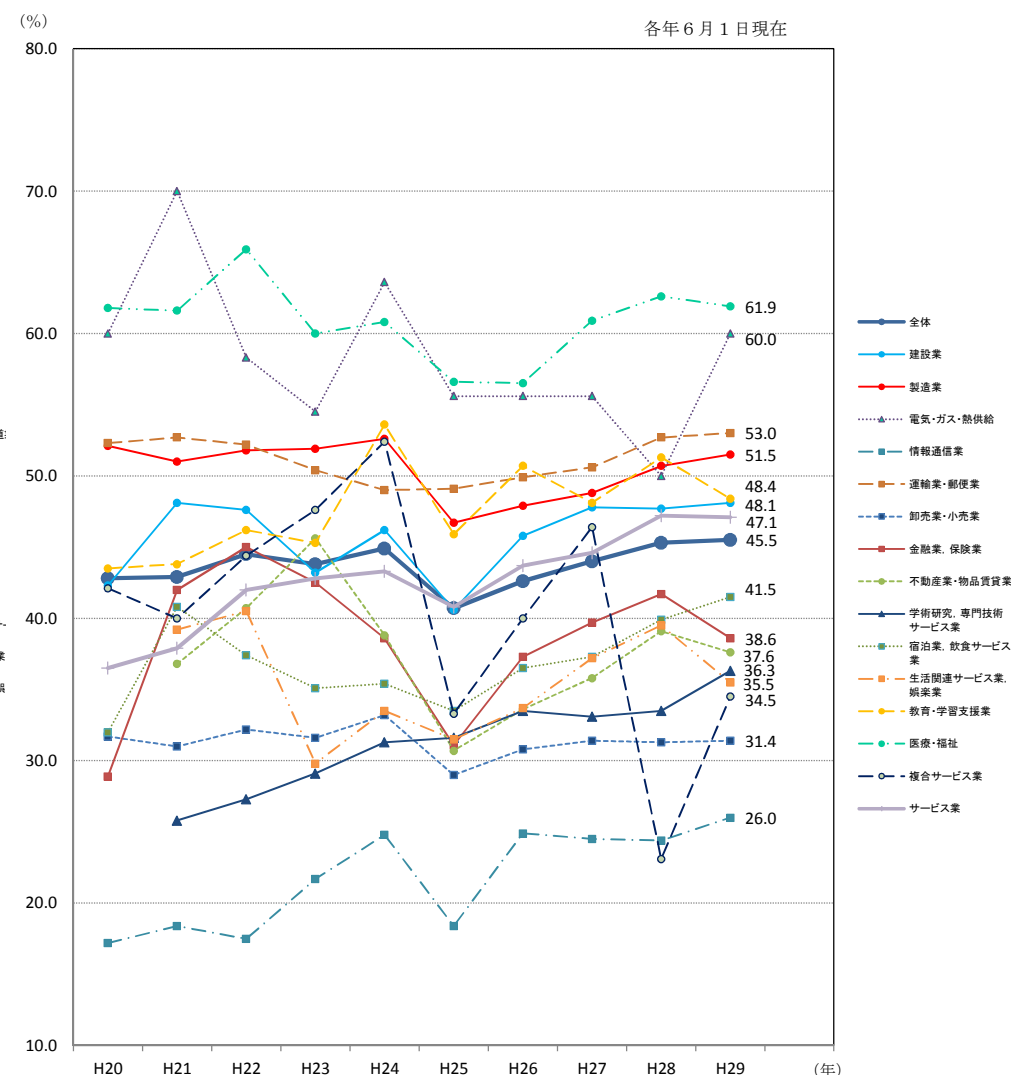


(4)産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が1,000人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
注2 平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	{ 一般の民間企業 2. 0 % （50人以上規模の企業） 特殊法人等 2. 3 % 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
○ 国、地方公共団体	2. 3 % （43.5人以上規模の機関）
○ 都道府県等の教育委員会	2. 2 % （45.5人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.0%）	
(1)	概況	12
(2)	企業規模別の雇用状況	13
(3)	産業別の雇用状況	14
(4)	民間企業における雇用状況の推移	18
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	19
(6)	特例子会社の状況	20
2	地方公共団体等における在職状況	
(1)	府・市町村の機関（法定雇用率 2.3%）	21
(2)	大阪府の機関（法定雇用率 2.3%）	22
(3)	市町村の機関（法定雇用率 2.3%）	23
(4)	法定雇用率2.2%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会 （法定雇用率2.2%）	24
3	独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.3%）	25
4	公的機関の各機関の状況	
(1)～(3)	大阪府の機関の状況	26
(4)～(7)	市町村部局等の状況	27
(8)	独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.3%）	30

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B.重度身 体障害者及 び重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以 外の身体障 害者及び精 神障害者	D. 重度以 外の身体障 害者及び知 的障害者並 びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
民間企業	企業 7,401 (7,215)	人 2,320,213.0 (2,290,515.0)	人 10,283 (10,123)	人 1,195 (1,204)	人 20,992 (20,046)	人 3,433 (3,250)	人 44,469.5 (43,121.0)	人 3,874.0 (3,852.0)	% 1.92 (1.88)	企業 3,364 (3,265)	% 45.5 (45.3)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身 体障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
民間企業	人 44,469.5 (43,121.0)	人 8,934 (8,835)	人 837 (872)	人 12,475 (12,549)	人 1,316 (1,290)	人 31,838.0 (31,736.0)	人 2,110.5 (2,134.0)	人 1,349 (1,288)	人 358 (332)	人 5,159 (4,784)	人 1,136 (1,097)	人 8,783.0 (8,240.5)	人 934.0 (1,052.5)	人 3,358 (2,713)	人 981 (863)	人 3,848.5 (3,144.5)	人 829.5 (665.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 7,401 (7,215)	人 2,320,213.0 (2,290,515.0)	人 10,283 (10,123)	人 1,195 (1,204)	人 20,992 (20,046)	人 3,433 (3,250)	人 44,469.5 (43,121.0)	人 3,874.0 (3,852.0)	% 1.92 (1.88)	企業 3,364 (3,265)	% 45.5 (45.3)
50～ 100人未満	企業 3,147 (3,061)	人 221,773.5 (216,939.5)	人 581 (600)	人 154 (138)	人 1,409 (1,398)	人 532 (402)	人 2,991.0 (2,937.0)	人 288.5 (304.0)	% 1.35 (1.35)	企業 1,353 (1,321)	% 43.0 (43.2)
100～ 300人未満	2,901 (2,831)	453,678.5 (446,348.0)	1,572 (1,532)	343 (333)	3,584 (3,341)	909 (799)	7,525.5 (7,137.5)	858.0 (764.5)	1.66 (1.60)	1,371 (1,320)	47.3 (46.6)
300～ 500人未満	624 (604)	221,028.0 (214,623.0)	786 (754)	135 (127)	1,821 (1,752)	294 (287)	3,675.0 (3,530.5)	312.0 (355.0)	1.66 (1.64)	240 (244)	38.5 (40.4)
500～ 1000人未満	418 (408)	271,018.0 (267,379.5)	1,169 (1,168)	123 (119)	2,471 (2,368)	336 (329)	5,100.0 (4,987.5)	461.5 (481.0)	1.88 (1.87)	198 (188)	47.4 (46.1)
1,000以上	311 (311)	1,152,715.0 (1,145,225.0)	6,175 (6,069)	440 (487)	11,707 (11,187)	1,362 (1,433)	25,178.0 (24,528.5)	1,954.0 (1,947.5)	2.18 (2.14)	202 (192)	65.0 (61.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 44,469.5 (43,121.0)	人 8,934 (8,835)	人 837 (872)	人 12,475 (12,549)	人 1,316 (1,290)	人 31,838.0 (31,736.0)	人 2,110.5 (2,134.0)	人 1,349 (1,288)	人 358 (332)	人 5,159 (4,784)	人 1,136 (1,097)	人 8,783.0 (8,240.5)	人 934.0 (1,052.5)	人 3,358 (2,713)	人 981 (863)	人 3,848.5 (3,144.5)	人 829.5 (665.5)
50～ 100人未満	人 2,991.0 (2,937.0)	人 476 (459)	人 107 (104)	人 980 (974)	人 170 (149)	人 2,124.0 (2,070.5)		人 105 (141)	人 47 (34)	人 271 (295)	人 196 (135)	人 626.0 (678.5)		人 158 (129)	人 166 (118)	人 241.0 (188.0)	
100～ 300人未満	人 7,525.5 (7,137.5)	人 1,345 (1,317)	人 261 (260)	人 2,230 (2,186)	人 368 (322)	人 5,365.0 (5,241.0)		人 227 (215)	人 82 (73)	人 838 (736)	人 244 (231)	人 1,496.0 (1,354.5)		人 516 (419)	人 297 (246)	人 664.5 (542.0)	
300～ 500人未満	人 3,675.0 (3,530.5)	人 710 (684)	人 93 (88)	人 1,128 (1,100)	人 135 (123)	人 2,708.5 (2,617.5)		人 76 (70)	人 42 (39)	人 428 (399)	人 94 (92)	人 669.0 (624.0)		人 265 (253)	人 65 (72)	人 297.5 (289.0)	
500～ 1000人未満	人 5,100.0 (4,987.5)	人 1,027 (1,045)	人 99 (104)	人 1,478 (1,509)	人 173 (172)	人 3,717.5 (3,789.0)		人 142 (123)	人 24 (15)	人 595 (522)	人 75 (88)	人 940.5 (827.0)		人 398 (337)	人 88 (69)	人 442.0 (371.5)	
1,000以上	人 25,178.0 (24,528.5)	人 5,376 (5,330)	人 277 (316)	人 6,659 (6,780)	人 470 (524)	人 17,923.0 (18,018.0)		人 799 (739)	人 163 (171)	人 3,027 (2,832)	人 527 (551)	人 5,051.5 (4,756.5)		人 2,021 (1,575)	人 365 (358)	人 2,203.5 (1,754.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
産業計	企業 7,401 (7,215)	人 2,320,213.0 (2,290,515.0)	人 10,283 (10,123)	人 1,195 (1,204)	人 20,992 (20,046)	人 3,433 (3,250)	人 44469.5 (43121.0)	人 3874.0 (3852.0)	% 1.92 (1.88)	企業 3,364 (3,265)	% 45.5 (45.3)
農、林、漁業	企業 1 (1)	人 162.0 (168.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 2.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)	% 1.23 (0.60)	企業 0 (0)	% 0.0 (0.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	1 (-)	65.0 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (-)	0.0 (-)	3.08 (-)	1 (-)	100.0 (-)
建設業	289 (287)	102,884.0 (101,348.5)	596 (580)	17 (18)	784 (758)	15 (17)	2000.5 (1944.5)	174.0 (139.5)	1.94 (1.92)	139 (137)	48.1 (47.7)
製造業	2,060 (2,059)	703,636.0 (709,876.5)	3,542 (3,550)	128 (152)	6,094 (5,954)	270 (294)	13441.0 (13353.0)	712.0 (780.5)	1.91 (1.88)	1,061 (1,043)	51.5 (50.7)
電気・ガス・熱 供給・水道業	10 (10)	32,959.0 (33,332.5)	207 (208)	3 (4)	347 (344)	3 (3)	765.5 (765.5)	13.0 (17.0)	2.32 (2.30)	6 (5)	60.0 (50.0)
情報通信業	323 (303)	115,659.5 (119,612.0)	493 (511)	17 (25)	1,046 (992)	56 (42)	2077.0 (2060.0)	248.0 (85.0)	1.80 (1.72)	84 (74)	26.0 (24.4)
運輸業、郵便業	558 (516)	177,562.0 (173,821.5)	789 (773)	74 (81)	2,008 (1,900)	218 (211)	3769.0 (3632.5)	283.0 (365.5)	2.12 (2.09)	296 (272)	53.0 (52.7)
卸売業、小売業	1,480 (1,452)	403,879.0 (404,997.5)	1,289 (1,285)	190 (187)	3,263 (3,161)	599 (657)	6330.5 (6246.5)	528.0 (590.0)	1.57 (1.54)	464 (454)	31.4 (31.3)
金融業、保険業	70 (72)	137,705.0 (137,871.5)	692 (698)	14 (17)	1,422 (1,404)	18 (23)	2829.0 (2828.5)	220.5 (230.0)	2.05 (2.05)	27 (30)	38.6 (41.7)
不動産業、 物品賃貸業	149 (138)	32,218.0 (29,747.5)	127 (111)	15 (19)	243 (230)	21 (20)	522.5 (481.0)	50.0 (42.5)	1.62 (1.62)	56 (54)	37.6 (39.1)
学術研究、専 門・技術サービ ス業	245 (239)	54,235.0 (52,655.0)	211 (195)	10 (16)	364 (329)	28 (30)	810.0 (750.0)	94.0 (83.5)	1.49 (1.42)	89 (80)	36.3 (33.5)
宿泊業、飲食 サービス業	205 (198)	86,789.5 (83,178.0)	257 (254)	151 (164)	773 (677)	508 (491)	1692.0 (1594.5)	217.0 (267.0)	1.95 (1.92)	85 (79)	41.5 (39.9)
生活関連サー ビス業、娯楽業	183 (177)	39,485.0 (38,191.0)	131 (138)	46 (44)	353 (340)	99 (119)	710.5 (719.5)	70.5 (84.5)	1.80 (1.88)	65 (70)	35.5 (39.5)
教育、学習支援業	157 (152)	41,373.5 (40,988.5)	181 (178)	17 (17)	287 (288)	36 (29)	684.0 (675.5)	72.0 (55.0)	1.65 (1.65)	76 (78)	48.4 (51.3)
医療、福祉	893 (877)	190,673.0 (181,653.0)	897 (856)	331 (305)	2,032 (1,914)	1,046 (852)	4680.0 (4357.0)	637.5 (602.0)	2.45 (2.40)	553 (549)	61.9 (62.6)
複合サービス事業	29 (26)	10,359.0 (8,875.0)	70 (66)	7 (5)	85 (66)	26 (15)	245.0 (210.5)	26.5 (10.0)	2.37 (2.37)	10 (6)	34.5 (23.1)
サービス業	748 (708)	190,568.5 (174,199.0)	800 (720)	175 (150)	1,889 (1,688)	490 (447)	3909.0 (3501.5)	528.0 (500.0)	2.05 (2.01)	352 (334)	47.1 (47.2)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	44469.5 (43121.0)	8,934 (8,835)	837 (872)	12,475 (12,549)	1,316 (1,290)	31838.0 (31736.0)	2110.5 (2134.0)	1,349 (1,288)	358 (332)	5,159 (4,784)	1,136 (1,097)	8783.0 (8240.5)	934.0 (1052.5)	3,358 (2,713)	981 (863)	3848.5 (3144.5)	829.5 (665.5)
農、林、漁業	2.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	2.0 (0.0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	2000.5 (1944.5)	592 (578)	17 (18)	661 (659)	8 (12)	1866.0 (1839.0)		4 (2)	0 (0)	26 (22)	2 (1)	35.0 (26.5)		97 (77)	5 (4)	99.5 (79.0)	
製造業	13441.0 (13353.0)	3,120 (3,124)	100 (109)	3,716 (3,791)	118 (130)	10115.0 (10213.0)		422 (426)	28 (43)	1,510 (1,440)	96 (97)	2430.0 (2383.5)		868 (723)	56 (67)	896.0 (756.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	765.5 (765.5)	197 (198)	3 (4)	262 (267)	3 (3)	660.5 (668.5)		10 (10)	0 (0)	53 (53)	0 (0)	73.0 (73.0)		32 (24)	0 (0)	32.0 (24.0)	
情報通信業	2077.0 (2060.0)	488 (506)	14 (21)	694 (731)	23 (22)	1695.5 (1775.0)		5 (5)	3 (4)	23 (16)	9 (7)	40.5 (33.5)		329 (245)	24 (13)	341.0 (251.5)	
運輸業、郵便業	3769.0 (3632.5)	662 (659)	57 (65)	1,214 (1,216)	112 (110)	2651.0 (2654.0)		127 (114)	17 (16)	510 (431)	56 (67)	809.0 (708.5)		284 (253)	50 (34)	309.0 (270.0)	
卸売業、小売業	6330.5 (6246.5)	1,056 (1,046)	136 (142)	1,525 (1,552)	238 (263)	3892.0 (3917.5)		233 (239)	54 (45)	1,258 (1,183)	182 (219)	1869.0 (1815.5)		480 (426)	179 (175)	569.5 (513.5)	
金融業、保険業	2829.0 (2828.5)	690 (697)	14 (17)	1,171 (1,200)	15 (21)	2572.5 (2621.5)		2 (1)	0 (0)	56 (50)	0 (0)	60.0 (52.0)		195 (154)	3 (2)	196.5 (155.0)	
不動産業、物品賃貸業	522.5 (481.0)	118 (104)	7 (11)	147 (141)	14 (17)	397.0 (368.5)		9 (7)	8 (8)	62 (62)	3 (0)	89.5 (84.0)		34 (27)	4 (3)	36.0 (28.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	810.0 (750.0)	209 (193)	10 (16)	263 (246)	16 (18)	699.0 (657.0)		2 (2)	0 (0)	33 (27)	5 (2)	39.5 (32.0)		68 (56)	7 (10)	71.5 (61.0)	
宿泊業、飲食サービス業	1692.0 (1594.5)	173 (175)	66 (74)	268 (252)	136 (126)	748.0 (739.0)		84 (79)	85 (90)	380 (347)	258 (258)	762.0 (724.0)		125 (78)	114 (107)	182.0 (131.5)	
生活関連サービス業、娯楽業	710.5 (719.5)	86 (90)	33 (35)	161 (150)	32 (36)	382.0 (383.0)		45 (48)	13 (9)	146 (144)	41 (44)	269.5 (271.0)		46 (46)	26 (39)	59.0 (65.5)	
教育・学習支援業	684.0 (675.5)	172 (167)	16 (15)	200 (213)	16 (14)	568.0 (569.0)		9 (11)	1 (2)	30 (30)	6 (3)	52.0 (55.5)		57 (45)	14 (12)	64.0 (51.0)	
医療、福祉	4680.0 (4357.0)	714 (690)	213 (217)	1,075 (1,075)	279 (233)	2855.5 (2788.5)		183 (166)	118 (88)	577 (540)	365 (305)	1243.5 (1112.5)		380 (299)	402 (314)	581.0 (456.0)	
複合サービス事業	245.0 (210.5)	32 (34)	5 (3)	46 (40)	5 (1)	117.5 (111.5)		38 (32)	2 (2)	23 (18)	16 (12)	109.0 (90.0)		16 (8)	5 (2)	18.5 (9.0)	
サービス業	3909.0 (3501.5)	624 (574)	146 (125)	1,070 (1,015)	301 (284)	2614.5 (2430.0)		176 (146)	29 (25)	472 (421)	97 (82)	901.5 (779.0)		347 (252)	92 (81)	393.0 (292.5)	

注 1 (1) ②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 2,060 (2,059)	人 703,636.0 (709,876.5)	人 3,542 (3,550)	人 128 (152)	人 6,094 (5,954)	人 270 (294)	人 13,441.0 (13,353.0)	人 712.0 (780.5)	% 1.91 (1.88)	企業 1,061 (1,043)	% 51.5 (50.7)
食料品・たばこ	企業 192 (193)	人 53,224.0 (57,228.0)	人 198 (185)	人 29 (32)	人 587 (651)	人 108 (116)	人 1,066.0 (1,111.0)	人 114.5 (97.0)	% 2.00 (1.94)	企業 115 (115)	% 59.9 (59.6)
繊維工業	89 (93)	26,062.5 (35,529.5)	93 (145)	11 (14)	319 (393)	15 (22)	523.5 (708.0)	34.0 (47.5)	2.01 (1.99)	50 (55)	56.2 (59.1)
木材・家具	27 (27)	9,481.0 (9,262.0)	45 (39)	0 (1)	82 (78)	0 (1)	172.0 (157.5)	3.0 (11.0)	1.81 (1.70)	11 (10)	40.7 (37.0)
パルプ・紙・印刷	194 (194)	35,903.0 (35,100.0)	131 (138)	4 (7)	302 (276)	10 (15)	573.0 (566.5)	20.0 (22.5)	1.60 (1.61)	96 (91)	49.5 (46.9)
化学工業	343 (352)	153,409.5 (154,418.5)	776 (786)	25 (26)	1,289 (1,251)	30 (38)	2,881.0 (2,868.0)	170.5 (171.5)	1.88 (1.86)	151 (161)	44.0 (45.7)
窯業・土石	39 (37)	8,015.5 (7,897.0)	26 (25)	1 (2)	71 (67)	1 (1)	124.5 (119.5)	6.0 (10.0)	1.55 (1.51)	20 (18)	51.3 (48.6)
鉄鋼	70 (65)	14,492.0 (14,383.5)	65 (57)	1 (4)	149 (146)	2 (2)	281.0 (265.0)	14.0 (16.0)	1.94 (1.84)	45 (38)	64.3 (58.5)
非鉄金属	59 (58)	25,078.0 (24,674.5)	154 (150)	1 (-)	215 (200)	6 (4)	527.0 (502.0)	20.5 (23.0)	2.10 (2.03)	34 (34)	57.6 (58.6)
金属製品	284 (266)	47,938.0 (45,930.0)	160 (159)	8 (5)	456 (423)	12 (8)	790.0 (750.0)	38.5 (33.0)	1.65 (1.63)	150 (135)	52.8 (50.8)
電気機械	174 (175)	130,423.5 (127,221.5)	913 (907)	14 (15)	903 (831)	15 (14)	2,750.5 (2,667.0)	94.5 (103.5)	2.11 (2.10)	91 (86)	52.3 (49.1)
その他機械	339 (341)	130,313.5 (129,299.5)	683 (656)	21 (28)	1,056 (1,026)	38 (36)	2,462.0 (2,384.0)	133.5 (169.5)	1.89 (1.84)	179 (174)	52.8 (51.0)
その他	250 (258)	69,295.5 (68,932.5)	298 (303)	13 (18)	665 (612)	33 (37)	1,290.5 (1,254.5)	63.0 (76.0)	1.86 (1.82)	119 (126)	47.6 (48.8)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
製造業計	人 13,441.0 (13,353.0)	人 3,120 (3,124)	人 100 (109)	人 3,716 (3,791)	人 118 (130)	人 10,115.0 (10,213.0)	人 422 (426)	人 28 (43)	人 1,510 (1,440)	人 96 (97)	人 2,430.0 (2,383.5)	人 868 (723)	人 56 (67)	人 896.0 (756.5)
食料品・たばこ	人 1,066.0 (1,111.0)	人 155 (149)	人 13 (14)	人 223 (254)	人 34 (32)	人 563.0 (582.0)	人 43 (36)	人 16 (18)	人 301 (327)	人 60 (58)	人 433.0 (446.0)	人 63 (70)	人 14 (26)	人 70.0 (83.0)
繊維工業	人 523.5 (708.0)	人 81 (128)	人 10 (11)	人 177 (217)	人 9 (10)	人 353.5 (489.0)	人 12 (17)	人 1 (3)	人 102 (129)	人 5 (7)	人 129.5 (169.5)	人 40 (47)	人 1 (5)	人 40.5 (49.5)
木材・家具	人 172.0 (157.5)	人 45 (39)	人 0 (1)	人 64 (59)	人 0 (1)	人 154.0 (138.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 11 (10)	人 0 (0)	人 11.0 (10.0)	人 7 (9)	人 0 (0)	人 7.0 (9.0)
パルプ・紙・印刷	人 573.0 (566.5)	人 122 (129)	人 4 (5)	人 205 (191)	人 6 (9)	人 456.0 (458.5)	人 9 (9)	人 0 (2)	人 55 (54)	人 3 (3)	人 74.5 (75.5)	人 42 (31)	人 1 (3)	人 42.5 (32.5)
化学工業	人 2,881.0 (2,868.0)	人 662 (670)	人 24 (15)	人 832 (893)	人 19 (26)	人 2,189.5 (2,261.0)	人 114 (116)	人 1 (11)	人 272 (219)	人 5 (3)	人 503.5 (463.5)	人 185 (139)	人 6 (9)	人 188.0 (143.5)
窯業・土石	人 124.5 (119.5)	人 24 (23)	人 0 (1)	人 55 (55)	人 0 (0)	人 103.0 (102.0)	人 2 (2)	人 1 (1)	人 13 (11)	人 1 (1)	人 18.5 (16.5)	人 3 (1)	人 0 (0)	人 3.0 (1.0)
鉄鋼	人 281.0 (265.0)	人 61 (53)	人 1 (4)	人 124 (127)	人 2 (2)	人 248.0 (238.0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 15 (14)	人 0 (0)	人 23.0 (22.0)	人 10 (5)	人 0 (0)	人 10.0 (5.0)
非鉄金属	人 527.0 (502.0)	人 125 (119)	人 1 (0)	人 136 (129)	人 3 (3)	人 388.5 (368.5)	人 29 (31)	人 0 (0)	人 55 (49)	人 1 (1)	人 113.5 (111.5)	人 24 (22)	人 2 (0)	人 25.0 (22.0)
金属製品	人 790.0 (750.0)	人 136 (137)	人 8 (5)	人 289 (279)	人 6 (5)	人 572.0 (560.5)	人 24 (22)	人 0 (0)	人 115 (103)	人 2 (1)	人 164.0 (147.5)	人 52 (41)	人 4 (2)	人 54.0 (42.0)
電気機械	人 2,750.5 (2,667.0)	人 861 (856)	人 12 (15)	人 606 (586)	人 10 (9)	人 2,345.0 (2,317.5)	人 52 (51)	人 2 (0)	人 167 (149)	人 2 (2)	人 274.0 (252.0)	人 130 (96)	人 3 (3)	人 131.5 (97.5)
その他機械	人 2,462.0 (2,384.0)	人 595 (575)	人 17 (22)	人 654 (649)	人 20 (17)	人 1,871.0 (1,829.5)	人 88 (81)	人 4 (6)	人 212 (215)	人 6 (12)	人 395.0 (389.0)	人 190 (162)	人 12 (7)	人 196.0 (165.5)
その他	人 1,290.5 (1,254.5)	人 253 (246)	人 10 (16)	人 351 (352)	人 9 (16)	人 871.5 (868.0)	人 45 (57)	人 3 (2)	人 192 (160)	人 11 (9)	人 290.5 (280.5)	人 122 (100)	人 13 (12)	人 128.5 (106.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
			対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和	55	17,047		1.09		50.7	
	56	18,278	1,231	1.14	0.05	51.3	0.6
	57	19,296	1,018	1.18	0.04	51.7	0.4
	58	20,140	844	1.23	0.05	53.3	1.6
	59	20,893	753	1.26	0.03	52.3	△ 1.0
	60	21,323	430	1.28	0.02	53.6	1.3
	61	21,718	395	1.29	0.01	54.6	1.0
	62	22,170	452	1.30	0.01	54.7	0.1
	63	23,688	1,518	1.35	0.05	53.8	△ 0.9
	平成 元 年	24,155	467	1.35	0.00	54.5	0.7
	2	24,876	721	1.35	0.00	57.0	2.5
	3	25,942	1,066	1.35	0.00	57.5	0.5
	4	27,835	1,893	1.38	0.03	55.5	△ 2.0
	5	29,085	1,250	1.43	0.05	53.2	△ 2.3
	6	29,890	805	1.45	0.02	50.2	△ 3.0
	7	30,655	765	1.49	0.04	50.9	0.7
	8	29,713	△ 942	1.49	0.00	51.1	0.2
	9	29,696	△ 17	1.50	0.01	50.7	△ 0.4
	10	29,388	△ 308	1.50	0.00	50.3	△ 0.4
	11	30,020	632	1.52	0.02	44.0	△ 6.3
	12	30,768	748	1.56	0.04	42.6	△ 1.4
	13	30,074	△ 694	1.56	0.00	41.7	△ 0.9
	14	28,378	△ 1,696	1.49	△ 0.07	40.8	△ 0.9
	15	27,949	△ 429	1.49	0.00	41.0	0.2
	16	28,499	550	1.49	0.00	40.8	△ 0.2
	17	28,828	329	1.51	0.02	39.5	△ 1.3
	18	29,985.0	1,157.0	1.53	0.02	40.5	1.0
	19	30,747.5	762.5	1.56	0.03	42.2	1.7
	20	32,248.5	1,501.0	1.59	0.03	42.8	0.6
	21	32,253.0	4.5	1.60	0.01	42.9	0.1
	22	33,944.5	1,691.5	1.67	0.07	44.5	1.6
	23	35,774.0	1,829.5	1.63	△ 0.04	43.8	△ 0.7
	24	37,004.5	1,230.5	1.69	0.06	44.9	1.1
	25	39,217.0	2,212.5	1.76	0.07	40.7	△ 4.2
	26	40,438.5	1,221.5	1.81	0.05	42.6	1.9
	27	41,620.0	1,181.5	1.84	0.03	44.0	1.4
	28	43,121.0	1,501.0	1.88	0.04	45.3	1.3
	29	44,469.5	1,348.5	1.92	0.04	45.5	0.2

注 1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

注 2

各年における法定雇用率、～昭和62年 1.5%、昭和63年～平成10年 1.6%、平成11年～平成24年 1.8%
平成25年～ 2.0%

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	4,037 (100.0%)	2,545 (63.0%)	854 (21.2%)	328 (8.1%)	185 (4.6%)	115 (2.8%)	10 (0.2%)	— —	— —	2,297 (56.9%)
50-100人未満	1,794 (100.0%)	1,794 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1,805 (100.6%)
100-300人未満	1,530 (100.0%)	593 (38.8%)	716 (46.8%)	166 (10.8%)	47 (3.1%)	8 (0.5%)	— —	— —	— —	489 (32.0%)
300-500人未満	384 (100.0%)	91 (23.7%)	80 (20.8%)	97 (25.3%)	76 (19.8%)	40 (10.4%)	— —	— —	— —	3 (0.8%)
500-1,000人未満	220 (100.0%)	51 (23.2%)	41 (18.6%)	48 (21.8%)	44 (20.0%)	36 (16.4%)	— —	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	109 (100.0%)	16 (14.7%)	17 (15.6%)	17 (15.6%)	18 (16.5%)	31 (28.4%)	10 (9.2%)	— —	— —	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$
特例子会社	社 53	人 2,855.5	人 1,022	人 11	人 1,150	人 27	人 3,218.5
	(50)	(2,563.0)	(971)	(24)	(946)	(35)	(2,929.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社が大阪府内に所在する特例子会社で、親会社分を含まない特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
特例子会社	人 3,218.5	人 640	人 6	人 166	人 6	人 1,455.0	人 382	人 5	人 536	人 10	人 1,310.0	人 448	人 11	人 453.5
	(2,929.5)	(611)	(8)	(160)	(6)	(1,393.0)	(360)	(16)	(476)	(14)	(1,219.0)	(310)	(15)	(317.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社が大阪府内に所在する特例子会社で、親会社分を含まない特例子会社分のみの集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.0％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 府・市町村の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
府・市町村の機関〔2.3%〕	機関 87	74,209.0人	577人	49人	811人	130人	2,079.0人	89.0人	2.80%	機関 86	98.9%
	(92)	(74,071.5)	(565)	(46)	(819)	(127)	(2,058.50)	(86.0)	(2.78)	(89)	(96.7)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
府・市町村の機関〔2.3%〕	2,079.0人 (2,058.5)	576人 (564)	42人 (39)	722人 (743)	76人 (78)	1,954.0人 (1,949.0)	76.5人 (76.0)	1人 (1)	7人 (7)	12人 (13)	40人 (37)	41.0人 (40.5)	7.0人 (6.5)	77人 (63)	14人 (12)	84.0人 (69.0)	5.5人 (3.5)

〔2(1)①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 大阪府の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 3	10,488.0 人	77 人	24 人	131 人	72 人	345.0 人	31.0 人	3.29 %	機関 2	66.7 %
	(3)	(10,463.0)	(80)	(22)	(131)	(72)	(349.0)	(37.5)	(3.34)	(3)	(100.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	345.0 人 (349.0)	77 人 (80)	23 人 (21)	131 人 (131)	48 人 (53)	332.0 人 (338.5)	24.5 人 (31.5)	0 人 (0)	1 人 (1)	0 人 (0)	20 人 (17)	11.0 人 (9.5)	5.0 人 (5.0)	0 人 (0)	4 人 (2)	2.0 人 (1.0)	1.5 人 (1.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
市町村の機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	84	63,721.0	500	25	680	58	1,734.0	58.0	2.72	84	100.0
	(89)	(63,608.5)	(485)	(24)	(688)	(55)	(1,709.5)	(48.5)	(2.69)	(86)	(96.6)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
市町村の機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1,734.0	499人	19人	591人	28	1,622.0	52.0	1	6	12	20	30.0	2.0	77	10	82.0	4.0
	(1,709.5)	(484)	(18)	(612)	(25)	(1,610.5)	(44.5)	(1)	(6)	(13)	(20)	(31.0)	(1.5)	(63)	(10)	(68.0)	(2.5)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.2%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会（法定雇用率2.2%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇 用分			
法定雇用率 2.2%が適用さ れる教育委員 会	機関 5 (5)	人 43,891.0 (43,858.5)	人 256 (243)	人 19 (14)	人 392 (396)	人 51 (36)	人 948.5 (914.0)	人 26.0 (81.5)	% 2.16 (2.08)	機関 4 (4)	% 80.0 (80.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇 用分
法定雇用率 2.2%が適用され る教育委員会	人 948.5 (914.0)	人 255 (242)	人 19 (14)	人 343 (354)	人 46 (32)	人 895.0 (868.0)	人 23.5 (79.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 21 (19)	人 1 (1)	人 23.5 (21.5)	人 2.0 (1.0)	人 28 (23)	人 4 (3)	人 30.0 (24.5)	人 0.5 (1.5)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2. 3%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率達 成法人の数	⑥ 法定雇用 率達成法 人の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用 分			
計	法人 19 (18)	人 21,291.5 (20,389.0)	人 159 (143)	人 2 (3)	人 192 (173)	人 3 (6)	人 513.5 (465.0)	人 72.5 (68.5)	% 2.41 (2.28)	法人 14 (14)	% 73.7 (77.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間労働 者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
計	人 513.5 (465.0)	人 101 (86)	人 2 (3)	人 100 (92)	人 1 (2)	人 304.5 (268.0)	人 35.0 (22.0)	人 58 (57)	人 0 (0)	人 46 (45)	人 1 (2)	人 162.5 (160.0)	人 25.0 (36.0)	人 46 (36)	人 1 (2)	人 46.5 (37.0)	人 12.5 (10.5)

注 1(1)②の表と同じ

4 公的機関の各機関の状況

(1) 大阪府知事部局の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	8,027.0	288.5	3.59	0.0	
大阪府	8,027.0	288.5	3.59	0.0	

(2) 大阪府その他の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2,461.0	56.5	2.30	1.0	
大阪府議会事務局	59.0	0.0	0.00	1.0	(注4)
大阪府警察本部	2,402.0	56.5	2.35	0.0	

(3) 大阪府教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	29,101.0	640.5	2.20	0.0	
大阪府教育委員会	29,101.0	640.5	2.20	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

大阪府においては、11月17日現在において、大阪府議会事務局と特例認定を受けている。

(4) 市町村部局の状況 (法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	52,197.5	1,402.5	2.69	0.0	
大阪市	15,643.0	455.0	2.91	0.0	
箕面市	1,421.0	37.0	2.60	0.0	特例認定あり (注4①)
池田市	1,061.5	28.0	2.64	0.0	特例認定あり (注4②)
豊中市	2,799.5	65.5	2.34	0.0	
茨木市	1,577.0	41.0	2.60	0.0	特例認定あり (注4③)
高槻市	1,796.5	43.0	2.39	0.0	
吹田市	2,613.0	77.0	2.95	0.0	特例認定あり (注4④)
摂津市	703.0	16.5	2.35	0.0	特例認定あり (注4⑤)
枚方市	2,439.0	79.5	3.26	0.0	特例認定あり (注4⑥)
寝屋川市	1,033.5	25.0	2.42	0.0	
交野市	514.0	12.0	2.33	0.0	
守口市	641.0	15.0	2.34	0.0	
門真市	902.5	22.0	2.44	0.0	特例認定あり (注4⑦)
四條畷市	357.5	16.0	4.48	0.0	特例認定あり (注4⑧)
大東市	550.5	17.0	3.09	0.0	
東大阪市	2,195.0	57.0	2.60	0.0	
八尾市	1,274.0	31.0	2.43	0.0	
柏原市	461.0	10.0	2.17	0.0	特例認定あり (注4⑨)
松原市	627.0	23.0	3.67	0.0	
羽曳野市	681.5	15.0	2.20	0.0	特例認定あり (注4⑩)
藤井寺市	601.0	13.5	2.25	0.0	特例認定あり (注4⑪)
大阪狭山市	214.5	5.0	2.33	0.0	
富田林市	672.0	16.0	2.38	0.0	特例認定あり (注4⑫)
河内長野市	799.0	22.0	2.75	0.0	特例認定あり (注4⑬)
堺市	4,471.0	111.0	2.48	0.0	
高石市	256.0	6.0	2.34	0.0	
和泉市	1,009.0	24.0	2.38	0.0	特例認定あり (注4⑭)
泉大津市	462.5	11.5	2.49	0.0	特例認定あり (注4⑮)
岸和田市	1,265.5	29.5	2.33	0.0	特例認定あり (注4⑯)
貝塚市	552.0	14.0	2.54	0.0	特例認定あり (注4⑰)
泉佐野市	569.5	13.5	2.37	0.0	特例認定あり (注4⑱)
泉南市	412.0	10.0	2.43	0.0	
阪南市	305.0	7.0	2.30	0.0	
能勢町	87.0	3.0	3.45	0.0	
豊能町	137.0	3.0	2.19	0.0	
島本町	204.0	5.0	2.45	0.0	特例認定あり (注4⑲)
太子町	110.5	2.0	1.81	0.0	
河南町	98.0	2.0	2.04	0.0	
忠岡町	112.5	2.0	1.78	0.0	
熊取町	283.0	8.0	2.83	0.0	
田尻町	94.0	3.0	3.19	0.0	
岬町	124.0	4.0	3.23	0.0	
千早赤阪村	67.5	2.0	2.96	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
①箕面市は、箕面市教育委員会、箕面市上下水道部及び箕面市立病院と特例認定を受けている。
②池田市は、池田市教育委員会及び池田市上下水道部と特例認定を受けている。
③茨木市は、茨木市教育委員会及び茨木市水道部と特例認定を受けている。
④吹田市は、吹田市教育委員会及び吹田市水道部と特例認定を受けている。
⑤摂津市は、摂津市教育委員会及び摂津市水道部と特例認定を受けている。
⑥枚方市は、市立枚方市民病院と特例認定を受けている。
⑦門真市は、門真市教育委員会及び門真市上下水道部と特例認定を受けている。
⑧四條畷市は、四條畷市教育委員会と特例認定を受けている。
⑨柏原市は、柏原市教育委員会及び柏原市上下水道部と特例認定を受けている。
⑩羽曳野市は、羽曳野市教育委員会と特例認定を受けている。
⑪藤井寺市は、市立藤井寺市民病院と特例認定を受けている。
⑫富田林市は、富田林市教育委員会と特例認定を受けている。
⑬河内長野市は、河内長野市教育委員会及び河内長野市上下水道部と特例認定を受けている。
⑭和泉市は、和泉市教育委員会及び和泉市上下水道部と特例認定を受けている。
⑮泉大津市は、泉大津市教育委員会と特例認定を受けている。
⑯岸和田市は、市立岸和田市民病院と特例認定を受けている。
⑰貝塚市は、市立貝塚病院と特例認定を受けている。
⑱泉佐野市は、泉佐野市教育委員会と特例認定を受けている。
⑲島本町は、島本町教育委員会と特例認定を受けている。

(5) 市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	3,983.5	106.5	2.67	0.0	
豊中市教育委員会	697.5	19.0	2.72	0.0	
高槻市教育委員会	628.0	14.0	2.23	0.0	
枚方市教育委員会	891.0	22.5	2.53	0.0	
寝屋川市教育委員会	230.0	9.5	4.13	0.0	
交野市教育委員会	174.0	4.5	2.59	0.0	
守口市教育委員会	61.0	2.0	3.28	0.0	
大東市教育委員会	107.5	3.0	2.79	0.0	
八尾市教育委員会	176.0	4.0	2.27	0.0	
松原市教育委員会	83.0	3.0	3.61	0.0	
羽曳野市教育委員会	88.5	3.0	3.39	0.0	
藤井寺市教育委員会	196.5	4.0	2.04	0.0	
大阪狭山市教育委員会	75.0	3.0	4.00	0.0	
高石市教育委員会	152.0	4.0	2.63	0.0	
貝塚市教育委員会	145.0	4.0	2.76	0.0	
泉南市教育委員会	80.0	2.0	2.50	0.0	
阪南市教育委員会	67.0	2.0	2.99	0.0	
豊能町教育委員会	63.5	2.0	3.15	0.0	
忠岡町教育委員会	68.0	1.0	1.47	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(6) 法定雇用率2.2%が適用される市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	14,790.0	308.0	2.08	27.0	
大阪市教育委員会	10,959.0	214.0	1.95	27.0	
東大阪市教育委員会	492.0	12.5	2.54	0.0	
堺市教育委員会	3,000.0	74.5	2.48	0.0	
岸和田市教育委員会	339.0	7.0	2.06	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(7) 市町村その他部局（水道局、病院、交通局、一部事務組合等）の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	7,540.0	225.0	2.98	0.0	
大阪市水道局	1,053.5	30.0	2.85	0.0	
豊中市上下水道局	306.0	8.0	2.61	0.0	
高槻市水道部	98.0	4.0	4.08	0.0	
枚方市上下水道局	219.0	8.0	3.65	0.0	
寝屋川市上下水道局	70.5	2.0	2.84	0.0	
守口市水道局	54.0	1.0	1.85	0.0	
大東市上下水道局	47.0	1.0	2.13	0.0	
東大阪市上下水道局	271.0	12.0	4.43	0.0	
八尾市水道局	97.0	4.0	4.12	0.0	
堺市上下水道局	552.5	15.0	2.71	0.0	
岸和田市上下水道局	95.0	2.0	2.11	0.0	
市立池田病院	197.0	6.0	3.05	0.0	
市立豊中病院	525.5	13.0	2.47	0.0	
八尾市立病院	238.0	6.0	2.52	0.0	
市立柏原病院	139.0	4.0	2.88	0.0	
泉大津市立病院	211.0	5.0	2.37	0.0	
大阪市交通局	2,520.0	77.0	3.06	0.0	
高槻市交通部	80.0	3.0	3.75	0.0	
豊中市伊丹市クリーンランド	94.0	3.0	3.19	0.0	
柏羽藤環境事業組合	62.0	3.0	4.84	0.0	
東大阪都市清掃施設組合	93.0	3.0	3.23	0.0	
泉北環境整備施設組合	64.0	2.0	3.13	0.0	
大阪広域水道企業団	453.0	13.0	2.87	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(8) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	21,291.5	513.5	2.41	14.5	
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	333.5	6.0	1.80	1.0	(注4)
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	1,185.0	29.0	2.45	0.0	
独立行政法人造幣局	909.5	27.0	2.97	0.0	
国立大学法人大阪大学	6,078.5	144.0	2.37	0.0	
国立大学法人大阪教育大学	570.5	17.0	2.98	0.0	
公立大学法人大阪府立大学	918.5	23.0	2.50	0.0	
公立大学法人大阪市立大学	1,998.5	54.0	2.70	0.0	
大阪府土地開発公社	70.0	2.0	2.86	0.0	
大阪府住宅供給公社	276.0	9.0	3.26	0.0	
大阪市住宅供給公社	271.0	6.0	2.21	0.0	
地方独立行政法人大阪府立病院機構	3,474.0	73.0	2.10	6.0	(注5)
地方独立行政法人りんくう総合医療センター	700.0	16.0	2.29	0.0	
地方独立行政法人堺市立病院機構	854.5	24.0	2.81	0.0	
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	170.5	8.0	4.69	0.0	
地方独立行政法人市立吹田市民病院	532.0	11.0	2.07	1.0	
地方独立行政法人大阪市民病院機構	1,838.0	39.5	2.15	2.5	(注6)
地方独立行政法人大阪産業技術研究所	246.5	5.0	2.03	0.0	
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所	147.0	8.0	5.44	0.0	
地方独立行政法人市立東大阪医療センター	718.0	12.0	1.67	4.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所においては、12月1日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.04%、不足数は0.0人となっている。
- 5 地方独立行政法人大阪府立病院機構においては、12月1日現在において、障害者の数80.5人、実雇用率2.34%、不足数は0.0人となっている。
- 6 地方独立行政法人大阪市民病院機構においては、10月31日現在において、障害者の数44.0人、実雇用率2.41%、不足数は0.0人となっている。